公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成23年５月20日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県宇都宮市鶴田町227番地３
氏名　中村　和平

２　仮換地指定通知の内容
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下表のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

従前の宅地					仮換地				
町名	字	地番	地目	登記地積 m²	街区番号	画地番号	符号	位置	地積 m²
鶴田町	上ノ前	1306	畑	707.51	169	2		の添付お図り面と	581.51
鶴田町	前畑	227－4	畑	3,974.24	171	7			3,919.27
鶴田町	前畑	227－5	山林	502.40					
仮換地の指定の効力発生日				平成23年６月９日					
仮換地指定について使用又は収益を開始することができる日				別に定めて通知する					

（注意）・　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については使用し、又は収益することができません。
・　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）処分の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内に掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

埼玉県川口市戸塚東１丁目七番三〇号東川口ガーデンプラザ参番館二〇六号
有限会社若谷倉庫
清算人　若谷　説男

解散公告

当社は、平成二十三年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

埼玉県さいたま市浦和区常盤１丁目八番一六号パセオ常盤四〇二号
メイクス株式会社
代表清算人　石附　保志

解散公告

当社は、平成二十三年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

東京都千代田区三番町二〇番地
株式会社ｉメディカル
代表清算人　伯田　敦

解散公告

当社は、平成二十三年四月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

東京都中央区八重洲１丁目七番二〇号税理士法人東京総合会計内
合同会社トリニティ東京足立
清算人　一般社団法人ＭＣＨ
職務執行者　佐々木秀一

解散公告

当社は、平成二十三年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

宮城県仙台市若林区卸町三丁目五番一八号
日電機器株式会社
代表清算人　久野　幸男

解散公告

当社は、平成二十三年四月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

茨城県常総市鴻野山五番地二
折原工業有限会社
清算人　折原　孝光

解散公告

当社は、平成二十三年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十日

茨城県取手市寺田五二三九番地の三八
株式会社新和工業
代表清算人　篠田　洋子

解散公告

当社は、平成二十三年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。